

令和5年度働く世代のスポーツ活動支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、働く世代のスポーツ機会の充実を図るため、県内事業所、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ・レクリエーション関係団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 事業種目、補助対象者、補助対象事業、補助対象経費及び補助率(額)は、別表のとおりとする。

2 前項に関わらず、次に掲げる者については、補助金の交付対象者としない。

- (1) 暴力団員による不当な交付の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。

3 知事は、必要に応じ補助金の交付対象者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを茨城県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報提供を茨城県警察本部長に提供するときは、茨城県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を、令和5年10月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第4条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第5条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から15日以内とする。

(補助事業の内容変更等の申請)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

(補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめそ

の理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月7日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第9条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

別表（第2条、第6条）

事業 種 目	補 助 対 象 者	補助対象事業	補助対象経費	補 助 率（額）	軽微な変更
					事業内容の変更
働く世代の スポーツ活 動支援事業	県内事業 所、総合型 地域スポー ツクラブ及 びスポー ツ・レクリ エーション 関係団体	働く世代（30～ 50代）のスポー ツ機会の創出を 目的とした事業 で、自主的・継 続的な実施を見 込むもの	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・使用料及び賃 借料 ・需用費（印刷 製本費） ・委託料（広告 デザイン等） ・広告費 	1/2 以内 （2万5 千円以上 30万円以 内）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助目的に変更を もたらずものでは なく、かつ、補助 事業者の自由な創 意により、より能 率的な補助目的達 成に資するものと 考えられる場合 ・補助目的及び事業 能率に関係がない 事業計画の細部の 変更である場合

その他詳細については、働く世代のスポーツ活動支援事業補助実施要項に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和4年7月19日から施行する。

この要項は、令和4年10月5日一部改正施行する。

この要項は、令和5年5月10日一部改正施行する。

この要項は、令和5年8月9日一部改正施行する。